

業主は就學に關する事項を定めて地方長官(警視總監)の認可を受くることを要する。

地方長官(警視總監)は其職權又は申請により職工の扶助に關し負傷、疾病、死亡の原因及身體障害の程度等に關し審査し又扶助規則に付く必要なるときは之が變更を命ずることを得るものである。

第七章 財務

第一節 經濟と財政

人類は皆其生命を維持するとか健康を保持するとか知識を廣むるとか種々の欲望を有するものでこれらの欲望を満足せんが爲めに外界に存在する財貨(物)を獲得利用せんとして種々の活動をなすものである。此活動を稱して經濟的行爲といふ。經濟的行爲は獲得と消費とより成るもので

此經濟的行爲が一定の秩序の下に繼續して行はるゝときは之を經濟と稱するので吾等人類は皆經濟的の生活を營むものである。

國家及公共團體も其存立を完うするが爲めには人類と同様に經濟的生活を營まねばならない。國家又は公共團體のなす所の經濟を稱して財政といふのである。即ち財政とは國家又は公共團體が其生存發達に必要な費用を定め一定の財源に由て收入を計り之を適當なる方法に依て支出することを謂ふのである。

財政は概して第二次的のもので私經濟に基を置くもの故私經濟とは趣を異にするものがある今之を比較説明すれば。

- (一) 財政は國家又は公共團體の公益を目的とするもので私經濟は各個人の私益を目的とするものである。
- (二) 私經濟は收入に由て支出を定むべきもので收入の計算をなし而して支出を制限するものなれども財政は之と異り支出に由て收入を定むるものである。

- (三) 私經濟では成るべく多額の收入を得て支出を尠なくせんとするものなれども財政に於ては收入と支出とを平衡せんとするものである。
- (四) 私經濟に於ては收入を得る方法は生産交換等平等なる権利關係によるものなれども財政にありては生産交換等をもなさるにあらねど主としては權力關係による強制收入をなすものである。

第一節 財務行政

國庫 財產權の主體として見たる國家は之を國庫といひ一切の收入は皆國庫に納入し一切の支出は總て國庫より支拂はれる。國庫金の出納を掌るものを金庫といひ中央金庫地方金庫の別がある。中央金庫の事務は日本銀行が之を取り扱ひ地方の本金庫、支金庫の事務は日本銀行の支店、出張所或は代理店で之を取り扱ふものである。

豫算及決算 豫算とは一會計年度(毎年四月一日に始まり翌年三月三十

一日に終る)の歳入歳出の見積計算である。豫算は毎年帝國議會の協賛を經天皇の裁可に依て成立するもので若し議會に於て否決し不成立に終りたるときは前年度の豫算を踏襲することになつて居る。豫算は法規には非ざれども收入支出は總て之に依ることを要するのである。

豫算は歳入豫算及歳出豫算より成り各經常部臨時部の二部に分たれ各部は多くの款項、目節に區分される。各目各節は行政上の區分に過ぎぬもの故流用することを得れども各款各項の間に於ては流用することが出来ないのである。

決算とは一會計年度の收入と支出との成績を示すもので會計検査院の審査確定を経て政府より帝國議會に提出し審査をなすものである。又公共團體にあつては府、縣、郡、市、町、村會に報告して其承諾を得るを要する。

國家又は公共團體の歳入歳出には經常部臨時部の二種あることは既に述べたる處なるが歳入の經常部をなすものは租稅、手數料、官公業、官公有財產の收入で臨時部をなすものは公債、官公有財產拂下金、寄附金、獻納金等で

ある。財政上重きをなすものは歳入で其又主なるものは租税、手數料、專業及公債の四で順次之を説明することとする。

租税 租税は國家又は公共團體が經費を支辨するが爲めに無償で一般人民より強制的に徵收する收入をいふので最も重要な財源である。國家の徵收する租税を國稅といひ公共團體の徵收するものを地方稅と稱する。

憲法の規定によれば租税の新設及税率の變更は必ず法律を以てすべきものとせられ納稅の義務亦憲法の定むる所である。租税には納期の定まるものと徵稅令書の發布を要するものとがあり間接稅に就ては徵稅令書の必要はないけれども直接稅に就ては多く之を發するものである。

徵稅の方法には種々ある即ち(一)直接に收稅官吏及其他の機關が徵收する場合(二)市町村に徵稅義務を負はしむる場合(三)印紙を以て徵收する場合で市町村に於て徵稅義務を負ふ主なる國稅は所得稅、營業稅、賣藥營業稅である。

納稅者にして若し租税を完納せざる時は之に對して滯納處分を行ふものである。滯納處分とは納稅を強制する一の處分で先づ第一に督促を發し仍納稅せざるとときは納稅義務者の財產差押をなし差押後其義務を果すときは差押を解くけれども然らざるとときは之を公賣に付するものである。次に租税の種類を舉ぐれば

(一) **内國稅及關稅** 關稅とは國境を出入する物品に課する稅である。

(二) **直接稅及間接稅** 直接稅とは納稅者と負擔者と同一なることを豫期するものをいひ間接稅とは納稅者と實際の負擔者との異なることを豫期するものをいふので地租、所得稅、營業稅、賣藥營業稅は直接稅に屬し酒造稅、醬油稅の如きは間接稅に屬する。

(三) **金錢稅・物品稅・夫役現品** 物品稅は漸次其跡を絶ち夫役現品は仍地方公共團體の課稅に存する。

手數料 手數料とは國家又は公共團體が個人の爲めに特別なる利益を提供したるとき、に其報償として其者より徵收する所のものである。

手數料には裁判所手數料、登記手數料、試験料、營造物の使用料、檢定料等の種類がある。

專業 或る營業を政府の事業として行ひ之と同一なる營業を一般人民に禁止することを專業と稱する。

專業には財政上の目的に出づるものと公益の目的に出づるものとの二種あり煙草、鹽專賣の如きは前者に屬し阿片專業の如きは後者に屬するのである。

公債 公債とは國家又は公共團體が必要上臨時收入を計る爲めに信用を基として起したる債務をいふのである。國家の債務を國債といひ地方公共團體の債務を地方債と稱する。また國內に於て募集したるときは之内國債といひ外國に於て募集したるときは之を外國債と稱する。

公債は又其性質上確定公債及流動公債の二種となるもので確定公債とは普通にいふ公債で豫め發行額利子、仕拂期限等種々の條件を確定したるものをおひ之に有期公債及永遠公債の別がある。有期公債とは償還の期

限を定むるもので永遠公債とは之を定むることなく政府の都合により隨時償還せらるゝものである。

流動公債とは其額に制限なく常に變動あるものをいふので大藏省證券一時借入金、郵便貯金の如きは皆之に屬する。

第八章 兵 事

兵制の沿革 我國上古の制度は國民皆兵主義で兵農の區別が無かつたが封建時代以來兵馬の權は全く武門に移り兵役に就くものは特別階級の者に限られ農工商は之に關與することを得なかつたのである。然るに明治三年に徵兵規則制定せられ一般人民よりも兵士を徵することとなり明治五年に到りては全く從來の制度を一變して一般人民よりのみ兵役に就かしむこととなり國民皆兵主義は茲に往古に復し今日に於ける徵兵制度の基礎は茲に確立したのである。

兵役の義務 兵役の義務は實に憲法上の重大義務たると同時に一種の権利とも見られ國民たる者の無上の名譽とすべきものである。

國家は人民を基とするもので國防は人民をして其生に安んせしむるの道なるを以て假令憲法の規定無くも人民たるものは皆進んで兵役に就かんことを思はざる可らざるものである。兵役に服するは法を俟て始めて生ずる義務ではなく自ら當に爲さる可らざる義務たるのである。然るに人民にして其義務を思はず兵役を免れんとするが如きことあらば誰か國家防衛のことにつ當るべきものあらん國家は忽ち他の國家の征服する所となり終らんのみ。

我國民は古來義を量んじ勇氣に富み忠君愛國の念の深かりしことは歴史に徵して明白なる事實である。我等子孫たるものは我祖先を辱しむることなく熱烈なる愛國心を以て國事に努力するを要する。殊に我國に於ては愛國心は忠君の念と一致する處で國家に盡瘁するは即ち君に忠なる所以である。

然るに種々の事情によるとはいへ往々にして徵兵を忌避して非國民の誹を招き法の制裁を受くるものあるは誠に歎すべきことで深く相諒しめかゝることなきを期せなくてはならない。

身一度兵籍に入らば克く大元帥陛下の股肱たるを自覺し以て軍人たるの本分を盡し現役終りて郷に歸らば業務を勵み身を慎み一身以て郷黨の模範たるを期せねばならない。若し一旦國交破れ外國と干戈を交ふるが如きことあらば義勇公に奉ずるは此秋に在りと筆を棄て鉄を擲ち一身國家の犠牲に供し外敵に當らねばならぬのである。

徵兵 兵役の義務は國民一般の義務たると同時に外國人はこの義務を負ふことはない。我徵兵令によれば兵役の義務は満十七歳より満四十歳迄の男子は總て之を有するもので服役即ち軍隊の組織に加はり勤務するの義務は満二十歳に達して發するのである。

毎年一月より十二月迄に満二十歳に達する者を徵兵適齡者とし市町村長は毎年戸籍簿に據り前年十二月一日より其年の十一月三十日迄の徵兵

適齢者を調べ壯丁名簿を作り市長は直に聯隊區徵兵署に町村長は郡長島司を経て同署に提出すべきものである。

徵兵適齢者は徵兵検査を受くるを要する。徵兵検査の體格を分ちて甲、乙、丙、丁、戊の五種とし甲、乙、丙の三種を合格とし甲、乙種より抽籤により當籤したる者を現役に服せしめ丙種を國民兵役に服せしむる。丁種は不合格とし戊種は徵集を延期するものである。

兵役 兵役は分ちて常備兵役、後備兵役、補充兵役及國民兵役の四とする。常備兵役は現役と豫備とに分れ其服役の年限は陸軍は現役三箇年豫備役四箇年とし海軍は現役四箇年豫備役三箇年とする。但し歩兵は二箇年で歸休を許され其他の特科兵に於ても特に歸休を許さることもある。

後備兵役は陸軍十箇年海軍五箇年で常備役を終りたる者が之に服する。補充兵役は徵兵合格者(甲種、乙種)にして其年の定員に超過したる者之に服し其期間は陸軍は十二箇年四箇月海軍は一箇年である。

國民兵役は分ちて第一國民兵役第二國民兵役とし第一國民兵役は後備

兵役、補充兵役を終りたる者が之に服し第二國民兵役は常備兵役、補充兵役及第一國民兵役に在らざる者が之に服するのである。

我が陸軍常備兵は總て二十一箇師團より成り左の如く各地に配置せられ國防に任する。

近衛、第一	東京	第二	仙臺
第三	名古屋	第四	大阪
第五	廣島	第六	熊本
第七	旭川	第八	弘前
第九	金澤	第十	姫路
第十一	善通寺	第十二	小倉
第十三	高田	第十四	宇都宮
第十五	豊橋	第十六	京都
第十七	岡山	第十八	久留米
第十九	羅南(朝鮮)	第二十	龍山(朝鮮)

海軍は本邦の海岸海面を分ちて五海軍區とし各艦隊之が警備に任じ各海軍區には各一の軍港を定め鎮守府を置く。

第十正

横須賀

第五

吳

第三王

佐世保

第四

舞鶴

尚關東州の海岸及海面を關東州海軍區とし佐世保鎮守府が之を管理する。

第九章 戸籍

戸籍とは國家と個人との關係を明にする爲めに個人の身分屬籍の動靜等を統轄する事務を謂ふのである。身分とは個人の社會に於ける地位をいひ屬籍とは個人と其居住の行政區劃との關係である。戸籍の事務に附屬して國家の行ふ事務に核民事務がある。核民事務とは人口、戸數の増減、

男女別等に關する調査をいふのである。

國家には家を單位とするものと個人を單位とするものとあり家を單位とするものは之を家族制度といひ個人を單位とするものは之を個人制度と稱する。世の進むに従ひ家族制度は漸次個人制度に遷るもので現今歐米諸國は皆個人制度を探り戸籍事務なるものは無い。併し我國に於ては慣習を重んじて家族制度を棄てず又個人制度をも採用し家族制度と個人制度との中間に在るものである。即ち民法に於て家を認めて戸主と家族との關係を定め戸籍法に於ては之が登記手續等を規定されたのである。身分登記と戸籍とはもと異なるものではあれども其關係の密接なる一方に身分の變更あれば他方に於て戸籍に影響を及ぼすもので或事實が或人に如何なる變動を及ぼしたるかは戸籍に依て知らざる可らざるものである。されば舊戸籍法に於ては身分登記と戸籍とを別ちたるも現行法に於ては單に戸籍として事務を統轄されたのである。

身分及戸籍に關する公簿は即ち戸籍簿である。戸籍は正副二本を設け

正本は之を市役所、町、村役場に備へ副本は監督區裁判所に之を保存するものである。

戸籍簿は事變を避けんが爲めにする場合の外は之を市役所町役場以外に持出すことを得ざるものである。而して何人も之を閲覽し又は其謄本、抄本の交付を請求するを得るもので請求者は規定の手數料を納付するを要する。手數料は市町村の收入となるのである。

戸籍に關する事務は市(東京、大阪、京都は區)町、村長の管掌する處で其市(區)役所町村役場の所在地を管轄する區裁判所の一人の判事又は監督判事が之を監督する。市(區)町、村長が其職務執行に付届出人其他の者に損害を加へたるときは其故意又は重大過失に出るもののみ賠償する責に任するものである。

戸籍に記載すべき事項を舉ぐれば。

一、戸主前戸主及家族の氏名

二、戸主の本籍

三、戸主が華族又は士族なるときは其族稱

四、家族が戸主と族稱を異にするときは其族稱

五、戸主及家族の出生年月日

六、戸主又は家族と爲りたる原因及年月日

七、戸主並に家族の實父母の氏名及戸主並に家族と實父母との續柄

八、戸主又は家族が養子なるときは其養親並に實父母の氏名及養子と養親

並に實父母との續柄

九、戸主と前戸主及家族との續柄

十、家族の配偶者又は家族を経て戸主と親族關係を有する者に付ては其家

族との續柄

十一、他家より入りて家族と爲りたる者が他の家族とのみ親族關係を有するときは其續柄

十二、他家より入りて戸主又は家族と爲りたる者に付ては其原籍の戸主の氏名及其戸主又は其家族と爲りたる者との續柄

十三、後見人又は保佐人ある者に付ては後見人又は保佐人の氏名、本籍及其就職並に任務終了の年月日

十四、其他戸主又は家族の身分に關する事項

届出は届出事件の本人の本籍地又は届出人の所在の地に於て之を爲すべきもので届出は書面又は口頭を以て之を爲すことを得る届書には左の事項を記載し届出人之に署名捺印するを要する。

一、届出の事件

二、届出の年月日

三、届出人の出生年月日及本籍

尙届出づべき事項を擧ぐれば

出生

私生子の認知

養子縁組及離縁

婚姻、離婚

入籍、離籍、復籍拒絶

廢家、絶家

國籍の取得、喪失

第十章 交 通

第一節 道 路

我國に於ける道路に關する法律は頗る古く且不完全である。明治九年太政官達第六十號の定むる處によれば道路は分ちて國道、縣道、里道等とする。此區別は國道は國の營造物で縣道は府縣の營造物であるといふので

はなく又費用の負擔に關するものでもないので單に道幅其他に關する區分である。

道路修築費は地方稅の支辨によるもので國道縣道に關する費用は各府縣の負擔とし里道に關する費用は市町村の負擔とするを普通とする。道路の使用料其他の收入に關しては地盤が官有に屬する堤塘道路並木敷の使用は其費用を負擔する府縣市町村に於て處分すべく而して之等に關する收益は其費用を負擔する府縣市町村の收入となるものである。里道及私人所有の道路に就ては別に規定がないけれども費用を負擔する者が收益を取得すべきものである。

第一節 鐵道

鐵道とは軌道の上に於て人及貨物の運送を目的とする交通の機關を總稱するので國有鐵道、私設鐵道及軌道の三種とする。

(一) 國有鐵道 我國に於ける鐵道は初めは主に私設であつたが明治三十九年鐵道國有法が規定せられ一般運送の用に供する鐵道は總て國の所有とし一地方の交通を目的とするものゝみが私有のものたることを得ることとなつた。而して當時の重要な私設鐵道株式會社は爾後漸次政府に於て買收し終つたのである。

(二) 私設鐵道 私設鐵道とは軌道條例其他特別法令に規定せらるゝものを除くの外一般運送用に供するものをいひ私設鐵道法により設立せらるゝものである。

私設鐵道株式會社は政府の免許を受けて鐵道を敷設するもので會社は法令の定むる所により平時戰時に其鐵道を軍用に供するの義務を負ふものである。

尙一般運送の用に供せず私人が其私有地内に於て物品の運送に専用する所のものは別に私設鐵道法によるの要なく單に地方長官の免許を受ければ足るのである。

(三) 軌道　軌道は鐵道と異り鐵道の公道の上に敷設するを許さるに反し
軌道は主として公道の上に敷設するもので軌道條例には一般運輸交通
の便に供する馬車鐵道其他之に準すべき軌道は起業者に於て内務大臣
の特許を受け之を公共道路上に敷設することを得るの規定がある。

第三節 船舶

日本の船籍を有するものにあらざれば日本の國旗を掲ぐることを得ず
又不開港場に寄港し及日本の各港間に於て物品若は旅客の運送を爲すこ
とを得ないものである。

日本船舶の所有者は船籍港を定め之を管轄する管海官廳より積量の測
度を受け其管海官廳に具ふる船舶原簿に登録せらるゝことを要し登録を
受けたときは其船舶の國籍證書を受くることを得るもので國籍證書は
法律規定の條件を具ふることを證明する所のものである。

總頓數二十噸未滿のもの又は積石數二百石未滿の船舶及端舟其他櫓櫂
のみを以て運轉する舟は國籍證書を受くるの要がないのである。

第四節 郵便、電信電話

郵便、電信電話は政府の専業に屬し一私人又は會社の營業とすることを
許さない。これ全く公共の秩序及利益を維持するの旨趣によるので若し
も一私人の自由競争に委したならば其危險甚しく事業の正確に行はるゝ
ことは到底望む可らざるが爲めである。

附 錄

第一編 國 家

第一章 國家と人民

人の此世に生存するには互に相倚り相助けて其生活を全うするもので
社會を離れて單獨に生活するといふことは出來ない。即ち人は合同して
生存する天性を有するものである。社會とは二人以上の者の共同生活を
營む團體をいふので家族を始め町村、府縣等は皆一の社會で其最も完全な
ものは實に國家である。されば現今に於ては人は皆國家の人民として
生存するもので國家を離れては生存を全うすることが出來ないのである。
國家は其秩序を維持し其發展を圖らんが爲種々の法規を設け人民の爲

すべきこと、爲す可らざること等を定むるを以て人民の自由を束縛し壓迫するが如くに見ゆるかも知れないけれども眞の自由は國家の與ふる所のもので各人が皆自己の自由を主張し之に些の制限を加ふることなくば相互の衝突を來たし決して自由を得ることは出來ないのである。

また人は平等であるとよく云ふけれども事實上人間の力は決して平等なるものではなく唯國家が之を平等なるものとして認むるのである。故には國家を俟て始めて自由を得平等なる待遇を受け其生を安んじ其理想を實現することが出来るので我等人民の國家に負ふ所實にかくの如く大なるものである。而して國家は要するに人民の團體なれば人民がよく其義務を盡して之が發展を圖ることなかつたならば遂には衰滅し終るのである。されば人民たる者は兵役、納稅の二大義務は勿論總ての義務を盡し進んで國家の發展に努めなければならぬのである。

然らば國家とは如何なるものであるか。國家とは一定の土地、定住し唯一の主權に依て統治せらるゝ人民の團體を云ふのである。主權、土地及

人民の三者は國家の成立には缺く可らざるもので之を國家の三要素と稱する。

- (一) 主權　主權は領土と人民とを支配する唯一最高の權力でまた統治權とも稱する。主權を有する人を主權者といふ。
- (二) 土地　土地は人民定住の場所で之を領土と稱する。領土は其の國の主權の行はるゝ範圍なれば他國の主權の行はるゝことを許さないのである。
- (三) 人民　は領土に定住し主權に統治せらるゝものでたとへ其領土外に在るも仍本國の主權に服從するを要する。人民はまた國民ともいひ君主國に於ては之を臣民と稱する。

第二章 國體及政體

國家は其主權の所在によつて國體の別を生ずる君主國體、民主國體即ち

之れである。

- (一) 君主國體　君主國體とは國王とか皇帝とかいふ一人が主權を有するものをいひ我國及英國、獨國等は之に屬する。
- (二) 民主國體　民主國體とは主權が人民全體にある國體を云ひ稀には白耳義の如く名義上の君主が主權を掌握することあれども多くは人民より選舉せられたる大統領が主權を掌握するもので佛國及北米合衆國等は之に屬する。

國家政治の形式を政體といひ之に立憲政體と專制政體との別がある。

(一) 立憲政體　立憲政體とは憲法を定め立法、司法及行政の三つの統治權の作用を各特別なる機關に依りて行ふ政治の形式をいひ各機關は互に相干渉することの出來ないものである。立法とは法律を定むることを云ひ司法とは裁判を云ひ行政とは統治作用中以上の二者を除きたる作用をいふのである。

- (二) 專制政體　專制政體とは憲法を設け立法、司法、行政の作用を各特別なる

機關に依て行ふといふが如き形式なく一に主權者の意思による政體をいふのである。

專制政治は兎角壓制に陥り易きが故に國家の發展を計るには立憲政治によるべきもので現今の文明諸國は皆立憲政體である。

我大日本帝國は皇祖皇宗の肇め給ひし純粹なる君主國で建國以來二千六百有餘年皇統は連綿として未だ嘗てかわりしことなく實に萬國無比の國柄である。而して歴代の天皇は皆人民を國の本として仁政を施かせられ人民は皆陵威を仰いで忠君愛國の誠を盡し國家は愈々繁榮し來つたので明治二十二年には時勢の進運に伴ひ憲法を發布せられ翌二十三年には帝國議會の開會を見るに到り茲に立憲政體の基礎は確立し爾後二十有九年今や憲政の實大に具はるに到つたのである。

第三章 帝國憲法

憲法は國家統治の根本法則で他の法律や命令は皆之に基く所のものである故に憲法はまた根本法と稱する。

憲法には欽定憲法、民定憲法、協定憲法の種類がある。欽定憲法は主權者の親ら制定したものであるが他の二者は孰れも多くは主權者の権力を制限せんが爲めに設けたるもので或は人民が制定し又は人民が主權者に迫り之と協議の上制定したるものである。

我大日本帝國の憲法は國家永遠の基礎を固くし臣民の安全と幸福とを完うする爲に設けられたる欽定憲法で明治二十二年二月十一日紀元節の佳辰に當り制定せられたるものである。之を諸外國の例に見るとときは憲法を得んが爲めには鮮血の犠牲を拂ひたるもの多きに係らず我國に於ては君臣和樂し瑞氣溢るゝ中に制定發布せられたので實に萬國其比を見ざる所で我等臣民たるものゝ無上の誇とすべき所である。

帝國憲法は總て七章七十九條より成り先づ大日本帝國は萬世一系の天皇の治め給ふべきを示し天皇は國の元首で統治權を總攬し憲法の規定に

依り之を行はせ給ふべきことを定め次で天皇の大權を定め臣民の權利と義務とを明にし帝國議會、國務大臣、樞密顧問等の統治機關に關して規定し續いて司法、會計に關する規定を設くる。

憲法の改廢は必ず勅命に依るべきもので攝政を置く間は之をなすことが出來ない。尙帝國議會の議を経るに就ても慎重なる手續を要するものである。

第四章 天 皇

我大日本帝國は萬世一系の天皇の統治し給ふ所である。祖宗の皇統の永遠に我國を治め給ふことはかの天孫降臨の際天祖の給へし神勅に徵じて明なる所で何等の憲法も何等の規定をも必要としない。これ實に我國體の宇内に冠たる所以である。

天皇は國の主權者で總ての統治權の發する源である。夫故に天皇は神

聖にして侵すべからざるもので天皇の行為に責任の生ずることはないのである。

天皇が統治權を行はせ給ふに當り立法には議會を參與せしめ司法は裁判所をして行はしめ給ふけれども他の政務即ち行政中行政官廳をして行はしめ給ふことなく憲法上天皇が親ら之を行はせらるべき政務がある之を天皇の憲政上の大權と稱する。例へば法律を裁可し其の公布執行を命すること、帝國議會を召集し其開、閉會等を命すること、緊急勅令を發すること、其他の命令を發し又は發せしむること、官制を定め文武官吏を任免すること、陸海軍を統率すること、戰を宣し和を講ずること、條約を締結すること等は皆大權事項である。

皇位は天壤と與に窮まり無きものなれども其位を占め給ふ所の人は更代し給ふので天皇崩御の場合には寸時の間も皇位を空しくすることが出来ない皇太子は直に皇位を繼承せられる之を践祚と稱する。皇位を繼承し給ふは祖宗の血統に屬する男系の男子に限るのである。

天皇が未だ成年に達せられざる時又は久しきに亘る故障ありて親ら政を執らせらるゝことの出來ない場合には皇族會議と樞密顧問の議を経て攝政を置くものである。攝政は天皇の名で統治權を行ふものでその行為は天皇の行為として效力を有するものである。

第五章 國務大臣及樞密顧問

國務大臣は天皇の大權を行はせ給ふに當り之を輔弼するものである。法律、勅令其他國務に關する詔勅には國務大臣が副署すべきもので國務大臣は輔弼に關して天皇に對し責任を負ふものである。

同じく大臣といふも國務大臣と各省大臣とは全く性質の異なるもので國務大臣は天皇を輔弼する機關なれども各省大臣は行政各部の長官で天皇の命をうけて行政を掌るものである。併し現今の制度では各國務大臣が各省大臣たるものである。

樞密顧問は天皇の諮詢にこたへて重要な國務を審議する機關である。國務大臣も樞密顧問とともに天皇を輔翼するものであるけれども各國務大臣は進んで意見を奉りて之が務を盡すに反し樞密顧問は單に天皇の諮詢を俟て會議を開き其結果を奏上するに止まるものである。

第六章 帝國臣民

人は國家を俟て始めて存在するものであると同時に國家の隆昌たると否とは一に人民の如何に依るもので國家と人民とは運命を同じくするものである。されば人民たるものはよく國權に服して其義務を盡し國家の發展を圖らねばならぬのでかくして人民は國家の完全なる保護を享けて生活を安んずることを得るものである。

我帝國臣民たるには日本人の子なるか又は日本に於て生れたるものなることを要する。併し此外にも歸化等に依り國籍を得て帝國臣民たるもの

のもある。

我等臣民の國家に對して盡すべき義務は非常に多い。その中憲法上定められたるものは兵役の義務と納稅の義務の二つである。國防の大切なることは茲に述べる迄もないことで之を怠るときは國家は忽ち他の國に征服せられ終るものなれば國民たるものは進んで兵役の義務を盡し國家防衛のことにつらねばならぬのである。又國家諸般の政務は費用なくして行はるべきものでないことは明白なることで國家が發展するにつれて益々多額を要すべきものである。されば臣民たるものは法律の定むる所に従ひ其費用の一部を負擔せねばならぬのである。

臣民は絶対に國家の主權に服從するものなれば茲に完全なる國家の保護を享くることを得るもので從て國家に對して一定の權利を生ずるものである。

憲法上認めらるゝ臣民の權利は參政權、自由權、請求權の三種である。參政權といふのは政務に與かる權利で衆議院議員の選舉權、被選舉權、文武官

吏に任せらるゝ權の如きものである。また自由權とは居住、移轉、言論等の自由權とか信書の祕密を侵されざる權の如きものである。それから請求權とは法定の裁判官の裁判を受くる權とか請願を爲す權の如きものである。

第七章 法

人は共同生活に適せる性質を有することは前に述べたる所であるがまた人は他方に於て此性質とは反対に利己排他的性質をも有するもので其欲望、利害を異にするときは他を排して自己の欲望を満足せんとするものである。故に之を自然の儘にして各人の欲する所に委したならば相互の衝突を來たし競争は極端となり遂に社會は弱肉強食の巷と化し終るかも知れないのである。かくの如くなれば國家社會の安寧秩序は破壊せられ從て人民の生活は一日も安固たることは出來ない法の必要はこゝに於て

生ずるのである。

法とは概言すれば人類共同生活の法則をいふので國家の定めたる人民行為の規則である。法は人民の行為に或る限界を設けて互に侵さざらしむるもので之に依て各人の間に權利と義務との關係を生ずる。共同生活の法則は法のみではなく道德もあり宗教もあるけれども之等は皆人の内心を中心とするもので法の如く國家に依て强行せらるゝことはないのである。

今法の分類の主なるものを舉ぐれば

- (一) 公法と私法 公法とは國家と國家又は國家と人民との間の關係を規定したるもので憲法、刑法等は之に屬し私法とは臣民相互の關係を定めたるもので民法、商法等は之に屬する。
- (二) 成文法と不文法 成文法とは文書を以て公布せられたる法をいひ不文法とはかくの如くして公布せられざるものをいふので慣習法は其主なるものである。

(三) 普通法と特別法 普通法とは其適用の範圍を限られざる法をいひ特別法とは其範圍が限られ特別の地方とか特別の人とか特別の事項にのみ適用せらるゝ法を云ふのである。

法は制定する形式の異なるに従ひ法律と命令との二種となるので帝國議會の協賛を経て定むる法を法律といひ議會の協賛を経ることなく天皇が發し又は行政官廳をして發せしむる法を命令と稱する。法律と命令とは制定の形式が異なるばかりでなく其效力をも異にするもので憲法上法律を以て定むべき事項は命令を以て定むることは出來ない。又法律を變更したり廢止したりするには法律を以てすることを要し命令を以てすることが出來ない。併し天皇が緊急の必要によつて議會閉會中に發せらるゝ緊急勅令のみは法律に代るべきもので法律を改廢することも出來るのである。終りに権利と義務とに就て述ぶれば権利は法に依て與へられたるもので他をして或事をなし又は爲さゝらしむる力である。権利には公權と私權との別があり公權とは選舉権、被選舉権の如く公法上の關係に因る権

利をいひ私權とは親族権、債権の如く私法上の關係に基くものをいふのである。

義務も亦法に依て生ずるもので或事を爲し又は爲さゝるの拘束である。而して一方に権利あれば必ず他方に義務があるので権利のみありて義務のないといふことはなく必ず相伴ふべきものである。義務も亦公義務と私義務とに別れる。権利は法の賜で各自の生存を保障するものである。故に自己の権利を主張すると共に他人の権利を尊重して自己の義務を重んじ之を守らねばならぬのである。

第八章 帝國議會

帝國議會は立法に參與する統治機關で貴族院及衆議院の二院より成る。我國の二院制を探りたるは其審議を鄭重にし輿論のある所を明にせんが爲である。

(一) 成年の皇族

(二) 滿二十五年以上の公、侯爵

(三) 滿二十五年以上の伯、子、男爵中同爵間にて互選せられたるもの

(四) 滿三十年以上で國家に勳勞あり又は學識あるものにして勳任せられたるもの(勅選議員)

(五) 滿三十年以上で各府縣に於て土地或は商、工業に就て多額の直接國稅を納むるもの十五人中より一人を互選して勳任せられたる者(多額納稅議員)

衆議院は衆議院議員選舉法に依り公選せられたる議員を以て組織し其任期は四年である。

衆議院議員の選舉權を有するには左の資格を要する。

(一) 帝國臣民たる二十五年以上の男子たること

(二) 選舉人名簿を調製する期日前一年以上其選舉區に住所を有し仍引續き

有すること

(三) 右期日前一年以上地租十圓以上を納め或は地租と他の直接國稅とを通じて十圓以上を納め仍引續き納むること

被選舉權は年齢三十年以上の帝國臣民たる男子なれば特別なる缺點なき限りは總て之を有し住所、納稅等に制限はない。併し例外として其職業、身分に伴ひ被選舉權、選舉權ともに有せず或は被選舉權のみを有せざるものがある。

衆議院議員の選舉は單記、無記名投票により各市(區)町村を投票區とし郡市を開票區とする。各府縣毎に市と市を除きたる郡部とを選舉區とするもので各選舉區より若干名を選舉し法定數以上に於て多數の投票を得たる者を當選人とし選舉長たる府縣知事より當選證書を交付するのである。選舉の制度には普通選舉と制限選舉との別がある。普通選舉とは一般に男子で特別なる缺點なき者は悉く選舉權を有する制度で制限選舉とは納稅或は住所等選舉資格に幾多の制限あるものをいふのである。我國の

制度は即ち制限選舉に屬する。

選舉は議員を選出する方法である。されば議員と人民との間には何等代表的關係を生ずるものではない。併しながら議員は或程度人民の意思のある所を明にするもので又國家統治機關を構成する分子たるものなれば其職責の重大なることは云ふ迄もないとして議員たるものは其責任の重きを知り私心を去り一意専心國家公共の爲めに奮勵努力せねばならぬのである。尙選舉人は選舉に際しては利慾を度外に置き誘惑に迷はずよく國家有爲の士を選舉するを要し棄權するが如きは法の趣旨に反し其義務を怠るものなれば注意して避くべきである。

帝國議會の權限は一言にして云へば法律及豫算の議定である。法律は必ず議會の協賛を経るを要し又國家の歲入歲出も豫算として議會の協賛を經ねばならぬことは憲法に定められたる所である。此二者は國家にとりて重大なるものなれば帝國議會をして之を議定せしめ國家の大計を定むるのである。

各議院は上奏、建議、法律案の提出、人民の請願の受理等をなす權限あるもので尙議員は議院内に於て發言したる意見表決に就て院外に於て責任を負ふことなくまた現行犯又は内亂外患に關する罪を除くの外會期中に其院の承諾なく逮捕せらるゝことなき特權を有するものである。

帝國議會は毎年召集せられ其會期は三箇月であるけれども必要ある場合には勅命で延長することが出来る。又臨時緊急の必要ある場合には臨時議會を召集せられ其會期は勅命に依て定まるものである。議會は召集に依て成立し開會に依て活動をはじめ閉會を以て終るのである。

兩議院は各々議員總數の三分の一以上の出席を以て議事を開き議事は三讀會法によるを原則とする。議決は過半數を以てし可否同數なるときは議長の決する所によるものである。

一時議會の活動を停止するを停會といひ衆議院議員の任期満了前に全員に對して其任を解くを解散と云ふので之を命ずることはともに天皇の大權に屬する。衆議院解散を命ぜられたるときは同時に貴族院は停會と

なるもので此場合の停會は閉會に類するものである。

第九章 裁判所

裁判所は司法の機關である。立法も行政も皆天皇の親裁せらるゝものなれども司法は親裁せらるゝことなく裁判所をして之を行はしめられる。司法とは民事刑事の裁判をいふのである。

裁判官(判事)には法律に定むる資格ある者が任せられる。裁判所は其自由なる意思に基いて裁判を行ひ何人の指揮命令をも承くることなきもので之を司法權の獨立と稱する。

裁判は訴訟に依て行はれる。訴へたる者を原告といひ訴へられたる者を被告と稱し刑事訴訟では検事が常に原告たる地位に立つものである。裁判は對審判決をなし公開するを本則とする。而して三審制度を探るが故に第一審の判決に不服の者は第二審、第三審と進んで上級裁判所の裁判

を仰ぐことが出来るのである。

裁判所には四つの階級がある。即ち區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院これである。

- (一) 区裁判所 最下級の裁判所で輕微なる民事、刑事を裁判する所である。
- (二) 地方裁判所 第一審の裁判所たると同時に區裁判所の裁判に對する第二審の裁判を行ふ所である。
- (三) 控訴院 主として第二審の裁判所で地方裁判所の判決に對する控訴事件等を裁判する處である。
- (四) 大審院 最上級の裁判所で主として地方裁判所及控訴院の第二審判決に對する上告に就て裁判する所である。

裁判所の職員には判事の外裁判所書記、執達吏等があり尙裁判所に附屬するものには辯護士、公證人がある。

各裁判所には檢事局を附置する。檢事は行政官で裁判所に對しては獨立の地位を有し犯罪を捜査し公訴を提起し判決の執行を監視しました民事

に付て必要ある場合には意見を述べるものである。

特別裁判所には陸軍々法會議、領事裁判所、臺灣總督府法院、朝鮮總督府裁判所、關東都督府法院等がある。

第十章 行政及行政機關

國家統治權の作用中立法及司法を除きたるものと廣く行政と云ふけれども茲には此中天皇の親裁せらるゝものを除き行政機關が行ふものを行ふのである。

行政は行政機關の行ふ所のもので行政機關には行政官廳、公共團體、營造物の三種があり行政には官治行政、自治行政の別がある。

行政機關が法令に依て委任せられたる政務を行ふ行為を行政行為といひ分ちて命令及處分とする。

(一) 命令 命令とは行政機關が法規を定むる行為をいふので閣令、省令、府縣

令、北海道廳令、臺灣總督府令、朝鮮總督府令、樺太廳令、關東都督府令、郡令、市町村條例等がある。命令は性質上獨立命令、執行命令、委任命令の三種に分たれる。

(二) 處分 處分とは命令の如く一般的なる法規を定むることではなく行政機關が實際の事に法規を適用する行為をいふので認可、許可、特許、裁定、命令、禁令等はこれである。

行政官廳とは官吏を以て組織し國家の行政事務を行ふ機關で國家の意思を決定する権限あるものをいふのである。

官吏とは天皇の任命により特別服從の下に國家の事務を掌る義務ある者をいふのである。官吏は或は官廳を組織し又は官廳を補助し又は營造物を構成するもので官廳を補助する官吏を補助官吏と稱する。官吏を分ちて高等官及判任官とし高等官には勅任官、奏任官の別があり勅任官にはまた親任官及普通の勅任官の別があるのである。

第十一章 行政官廳

(一) 中央官廳

内閣 内閣は國務大臣の政務を議する所なれども亦一面行政官廳として行政の事務を行ふのである。

内閣總理大臣 内閣總理大臣は各省大臣の首班として行政各部を統一する所のものである。

各省大臣 各省大臣は行政各部の長官で主管の行政事務を行ふものである。其主管の事務を擧ぐれば

外務大臣 外交、通商及外國に在る帝國臣民に關する事務を掌る。

内務大臣 神社、地方行政、警察、土木、衛生、出版等に關する事務を掌る。

大藏大臣 政府の財務を掌り會計、出納、租稅、國債、貨幣、銀行、專賣等に關する事務を行ふ。

陸軍大臣 陸軍々政を掌る。

海軍大臣 海軍々政を掌る。

司法大臣 檢察事務を指揮し訴訟事件、戸籍、監獄等に關する事務其他の司法事務を掌る。

文部大臣 教育、學藝、宗教に關する事務を掌る。

農商務大臣 農、商、工、水產、林野、礦山、發明等に關する事務を掌り電氣、造船、運輸等の事業を監督する。

會計検査院 會計検査院は天皇に直隸して國務大臣と對立するもので國庫の會計を監督し其歲入歲出決算を検査する所のものである。

(甲) 内地に於ける地方官廳
知事 知事は地方長官で部内的一般行政事務を行ひ主として内務大臣の指揮監督をうけ各省主管の事務に就ては各省大臣の指揮監督をうくる

附 錄
二二九

ものである。

北海道廳長官 北海道廳長官は殆んど府縣知事と同様なるもので之に拓殖事務の加はりたるだけである。

警視總監 東京府に於ける警察、消防、衛生の事務を掌る所の特別官廳である。

郡長・島司 府縣知事の下級官廳である。

(乙) 殖民地に於ける官廳

樺太廳長官 内閣總理大臣の指揮監督をうけて部内の行政事務を掌るもので殆んど内地に於ける知事と同様である。

臺灣總督 臺灣及澎湖列島を管轄し陸海軍を統率して管内の防備を掌り内閣總理大臣の監督をうけて一般の政務を行ひ法律に代るべき命令(律令)を制定する權を有する。

朝鮮總督 朝鮮總督は天皇に直隸し陸海軍を統率して朝鮮の防備を掌り内閣總理大臣を経て上奏し裁可をうけ一般の政務を行ひ法律に代るべき命令(律令)を制定する權を有する。

き命令(制令)を制定する權を有する。

關東都督 關東都督は租借地たる關東州を管轄し部下の軍隊を統率して管内の防備を掌り内閣總理大臣の監督をうけて一般の政務を行ひ南滿洲に於ける鐵道線路の保護取締をなし南滿洲鐵道株式會社の業務を統裁する。

第十二章 國勢の大要

我大日本帝國は亞細亞の東端に位し氣候溫和に土地肥え上には萬世一系の仁慈なる天皇を戴き下には忠君愛國の念深き臣民ありて建國以來二千六百有餘年未だ嘗て外侮を蒙りたることなく實に世界無比の誇を有する國體である。

國を開いて外國と交を修めてより茲に六十餘年我國固有の文明に加ふるに歐米の文物を以てし日清、日露の戰役を経て國民愈々奮起し國運益隆

盛となり文化は日進月歩し世は大正と移りて其發達殊に著しきものあり交通に於て經濟に於て將政治、教育に於ても非常なる進歩を遂げたのである。

・交通に就ては道路は未だ以て完備したとは云ひ難いけれども鐵道の如きは全國通せざる所なく國有を主とし私設及輕便鐵道を加へて延長實に九千哩を超え其他重要な都會及其附近には電氣鐵道の設がある。また海運界も非常なる發達を遂げ日本郵船、大阪商船を始め多くの汽船會社ありて二百餘萬噸の商船常に近海及外國航路を航行し何れの港灣も日章旗の翩々たるを見ざる處なき有様なるは喜ばしき限である。尙郵便、電信、電話等の通信機關も漸次完備の域に達しつゝあるのである。

教育の進歩普及亦著しく如何なる山村僻地と雖も小學校の設なきはなく其數二萬六千に近く師範學校、中學校、高等女學校、實業學校等も亦數多く高等の教育を施すものには高等學校、實業專門學校、醫學專門學校及高等師範學校及帝國大學等あり其他私立學校亦多く敢て歐米諸國に讓る所はない。

いのである。

宗教は自由主義を探り佛教、神道及耶蘇教ともに行はれ中にも佛教是最も盛んである。

政治は明治二十三年帝國議會開けてより立憲政體となり國民は參政の權を得地方行政に於ては自治を行ひ國民の憲政思想も近年著しく發達し來つたのである。

經濟に就ていへば農業は古來國の本となしたる所で農民は約六割の多きを占め平野となく丘陵となく田畠を見ざる處なき有様で農具、耕作法を始め肥料其他の點に於ても非常なる改良進歩をなし國民の須要食料たる米は内地に於て五千四五百萬石の產額がある。林業、牧畜は其發達尙未だ微々たれども漸次發達の域にあり鑛業は地質鑛物に富むを以て頗る發達し石炭、銅、銀、石油等を產すれども鐵の產額比較的多からざるは遺憾とする所である。

工業は石炭の豊當なると水利の便なるとにより近來長足の進歩をなし

殊に歐洲戰亂以來は其影響を受けて製藥、製紙、造船、製鐵業等に到る迄非常なる發達をなしたのである。

商業は工業の發達と交通の開發とに伴ひて發達し殊に時局の影響をうけ外國貿易の如きも大正六年に於ては實に二十六億圓の多額に達し殊に輸出超過を續くるの好況にある。

軍備に就ていへば陸軍は常備兵總て二十一個師團あり各地に配置せられて國防に任じ海軍は本邦の海岸及海面を分ちて五海軍區とし各艦隊之が警備に任じ各海軍區には各一の軍港を定め鎮守府が置かれる。

以上述ぶるが如く我國は短年月の間にかくの如き長足の發展をなしたので今や國力も充實し歐米列強の間に伍して何等遜色なきが如くなれども之等列強と比較するときは尙及ばざること遠く未だ以て誇とするに足らぬのである。されば我等國民たるものは少許の進歩發展に甘んずるではなく一層國力の充實に留意し銳意國運の隆昌と國威の宣揚とを圖らねばならぬのである。

第二篇 自 治 體

第一章 自治及公共團體

自治とは自ら自己を治むるの謂で一家が他に倚らずして自家のことを處理するのも自治なれば青年會などが自ら其事務を處理するも亦自治といふべきである。けれども茲に述べんとする自治は自治行政のことと官治行政に對するものである。即ち自治とは公法上人格を有する公共團體の行ふ行政を云ひ公共團體は國家の事務を行ふことを自己の存立目的とするものである。

自治の目的は國家の行政事務を地方に分擔せしめ中央官廳の事務の繁忙を省くと同時に地方人民をして政務に與からしめて最も其地方に適切なる行政を行はしめ延いて國家の政治に參與するの素養を得しめ以て人

民の幸福と利益とを増進し國家の發展を期するのである。

明治二十一年四月市制、町村制公布の際の上諭には

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ增進スルコトヲ欲シ
隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益々之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村
ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町村制ヲ裁可シ之ヲ公布セ
シム

と曰はせられたので隣保團結を以て地方の發達、人民の幸福増進に最も必要なものとせられたのである。我等臣民たるもの謹んで此旨を體し自治共同の事に努めねばならぬのである。

我國に於ける自治の沿革を見るに自治は古く鎌倉時代の莊園に源を發したので江戸時代の五人組の制度に到つては較々見るべきものがあつた。五人組といふは行政上の小單位でかなり廣い自治を其組内で行つたものである。後明治維新となり五人組の制も廢せられたが明治二十一年には前述の市制、町村制の公布を見同三十二年には府縣制、郡制を公布せられ同

四十四年市制、町村制改正せられ今日に及んだのである。

自治の主體は公共團體である。公共團體は公法人で公法人とは公法上の法人をいひ法人とは人にあらずして法律上人格を認められ人と同様權利を有し義務を負ふ所の團體である。公共團體の行ふ事務は國家の側より之を見れば國家の事務で公共團體の側より之を見れば自己の共同事務であつて其事務を行ふが爲めの團體なれば之を行はざれば其存立を失ふものである。

公共團體の事務には固有事務と委任事務との別がある。固有事務といふは最初公共團體が出來た際に當然其爲すべきものとせられたる事務をいひ委任事務とは右の外特に委任せられたるものをいふのである。

公共團體には種々の區別あれど重なるものは普通公共團體と特別公共團體との別である。普通公共團體はまた地方自治團體とも稱し其地域内の住民を總て其團體員とするもので市町村等はこれである。特別公共團體は公共組合ともいひ地域内の一定の條件ある人を其團體員とするもの

で水利組合、商業會議所等はこれに屬する。

第二章 市町村住民及公民

市町村は土地と住民とを要素とする公共團體で自治の範圍最も廣きものである。市は都會地で商工業、教育、政治の中心をなすものなれば郡の下に立つことなく郡と相並んで縣の下に立つものなれども法律上町村と殆んど異なる所なきものである。

國家は行政上之を幾多の府縣、郡、市町村に區割するもので之を行政區割と稱する。而して市町村の區域は其行政區割と一致するもので此點は郡も府縣も同様である。市町村の區域内は其自治權の及ぶ範圍なれば從來の區域を猥りに變更することを許さず之を變更するには一定の手續を要するものである。

凡て市町村に住する人を其市町村の住民とし其本籍地の如何を問はず

其内國人たると外國人たるとを論じない。市町村住民は市町村の財產及營造物を共用する權利を有するもので其市町村の病院、公園、圖書館等を利用することが出来るのである。

市町村は其經費を支辨するに主として其財產よりの收入、手數料、使用料等による收入に依るものなれども尙不足あるときは市町村稅、夫役現品を賦課するもので住民は之等の負擔を分任する義務を負ふものである。

市町村の住民中左の資格を有する者は之を公民と稱する。
(一) 帝國臣民にして獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子たること
(二) 二年以來其の市町村の住民となり市町村の負擔を分任すること
(三) 其の市町村内に於て地租を收め若くは直接國稅年額二圓以上を納むるものなること

市町村公民は住民として有する權利義務の外に市町村の選舉に參與し市町村の名譽職に選舉せらるゝ權利を有し市町村の名譽職を擔任するの義務を負ふもので此義務は法定の事由ある者を除くの外免るゝことの出

來ないものである。公民は實に自治の基礎をなすもので其自治の成績の舉ると否とは一に公民の精神の如何によるものなれば、よく其任の重大なることを自覺し銳意自治の發達に努めねばならぬのである。されば此名譽職擔任の義務に違背したるものに就ては制裁のあるものである。

第三章 市町村會及市參事會

市町村が其事務を行ふには種々の機關を要する即ち意思を決定するには議決機關により決定せられたる意思を實行するには執行機關によるものである。市町村會は即ち市町村の議決機關で市町村長は其執行機關である。

市町村會は公民中より選舉せられたる議員を以て組織し名譽職で其任期は四年である。議員の數は市は三十人以上、町村は八人以上三十人以下とし法律の規定に従ひ人口の多寡により之を定むる。

公民は選舉權及被選舉權を有するものなれども身分、職業等の關係上被選舉權の無いものがある。例へば其市町村の有給吏員、檢事、警察官吏、小學校教員等である。

市町村會議員は選舉權ある公民が被選舉權ある公民中より之を選舉するもので納稅の多寡により選舉人を等級別とし各級より同一數の議員を選舉せしめて市町村の負擔分任の程度に應じたる權利を有せしむる。即ち市は三級制、町村は二級制を探り市にありては各級より議員定數の三分の一町村にありては二分の一を選舉するもので被選舉人には等級の別がない。

選舉は下級より初め漸次上級に及ぼすもので投票は單記無記名の方法により選舉人の自書することを要する。當選定まれば市町村長は直に當選者に告知するものである。

市町村會議員の職に就くは大なる光榮であると共に其任務は重大である。されば議員たるものはよく自己の位置を自覺し黨派心を去り公平の

精神を以て事に當り權威に屈せず利慾に迷はず私情にからまず常に宇内の大勢と國家の現状とに着眼して善良なる議員たることを期せねばならぬのである。又選舉に當りて一般公民は棄權等の弊を避け公平不偏有爲の人物を擧げねばならぬのである。

- 市町村は自治の範圍非常に廣く從て市町村會の事務も非常に多いのである今其決議事項の主なるものを擧ぐれば
- (一) 市町村條例及市町村規則を設け又は之を改廢すること
 - (二) 市町村費を以て支辨すべき事業に關すること
 - (三) 市町村の歳入、歳出豫算を定め決算報告を認定すること
 - (四) 法令の定むるものを除くの外使用料、手數料、市町村稅又は夫役現品の賦課徵收に關すること
 - (五) 不動產の管理處分及取扱關すること
 - (六) 基本財產及積立金穀等の設置管理及處分に關すること

議長は市會に在りては市會議員中より之を選舉し町村會に在りては町

村長が之に當るものである。

市參事會は市會の補充的議決機關で市長、助役(市參與を置く市にありて市參與を加ふ)及名譽職參事會員を以て組織し其職務は左の通である。

- (一) 市會の權限に屬する事件にして其委任を受けたるものを議決すること
- (二) 市長より市會に提出する議案に付市長に對し意見を述ぶること
- (三) 其他法令に依り市參事會の權限に屬すること

第四章 市町村長

(一) 市町村長

市町村長は市町村を統轄し市町村を代表して市町村會の議決したる事項を執行する所の執行機關である。

市長の選任は内務大臣が市會をして市長候補者三名を選舉推薦せしめ上奏して裁可を請ふもので町村長は町村會が其町村公民中より選舉し府

縣知事の認可を受くるものである。市長は有給で町村長は名譽職たるを原則とし共に任期は四年である。但し町村長は町村條例により之を有給となし且つ其の町村公民以外より選舉することを得るものである。市町村長の職務權限の重なるものを擧ぐれば

一、市町村會(市參事會)の議決を經べき事件に付其の議案を發し及其議決を執行すること

二、財產及營造物を管理すること但し特に之が管理者を置きたるときは其の事務を監督すること

三、收入支出を命令し及會計を監督すること

四、證書及公文書類を保管すること

五、法令又は市町村會の議決に依り使用料、手數料、加入金、市町村稅又は夫役現品を賦課徵收すること

六、其他法令に依り市町村長の職權に屬する事項

市町村長は元來自治體の機關なれども國家の行政事務をも掌るもの下

此點に於てはまた國家の官廳である。

(二) 助役

市助役は有給、町村助役は名譽職を原則とし任期はともに四年である。助役は市町村長の推薦に依り市町村會の定むるもので市町村長を補助し市町村長故障あるときは之を代理するものである。

(三) 市參與

市參與は市に於て特別なる事業を擔任せしむる爲に置く所のもので名譽職を原則とすれども市條例を以て有給とすることが出来る。

(四) 収入役

収入役は有給の吏員で任期は四年である。市町村長の推薦に依り市町村會が之を定むる。

(五) 區長

東京、大阪、京都三市の區長は有給吏員で市長が之を任免し市長の命令をうけて區の事務及區内の市の事務を處理する。

又右三市以外の市町村にも便宜上區を劃して區長を置くことが出来る此區長は名譽職である。

名譽職といふのは報酬を受くることなくして公職に從事することをいふのである。自治體は元來名譽職に依て事務を行ふのを本則とするので本職を有する者が傍團體の政務を無報酬にて行ふの趣旨である。

第五章 市町村の財務

市町村は前にも述べたる如く其費用を支辨するには先づ其財産より生ずる收入、使用料、手數料等による收入及法令に依り市町村に屬する收入によるべきものなれど之等の收入のみにては實際に於て不足を感じるもので此不足を補はんが爲には市町村税、夫役現品又は公債等によるものである。

市町村の財産を分ちて行政財産及財政財産の二とする。行政財産とは

市役所、町村役場の建物等の如く收入の目的とならざるものをおひ財政財産とは田畠、家屋等の如く財政上收入の目的なる基本財産をいふのである。

使用料とは市町村の財産又は營造物を使用する者より徵收する料金をおひ手數料は市町村が特に一個人の爲になしたる事務に對して徵收する所のものである。

市町村税は市町村が其経費を支辨する爲に一定の標準に據りて納稅者の資力に應じて賦課するものである。市町村税には附加税及特別税の別があり附加税は國税又は府縣税に附加するもので特別税は市町村條例を以て定め其市町村限り賦課するものである。

市町村の會計年度は四月一日に始まり翌年三月三十日に終るものである。市町村長は毎會計年度の歲入歲出豫算を調製して遅くも年度開始の一月前迄に市町村會の議決を經て直に市は府縣知事に町村は郡長に報告して其要領を告示すべきものである。

第六章 市町村の區及組合

市町村は行政組織の單位であるけれども尙地方自治の便宜上更に市町村内に區なる團體を認むる。

區には單に行政の便宜上劃したる人格なき行政區と人格を有する獨立區との別がある。獨立區にも二種あり一は東京、大阪、京都三市に於ける區で他は其他の市町村の一部落で財産、營造物を有する爲のものである。

市町村及町村は其事務の一部又は全部を共同處理する爲に其協議により府縣知事の許可を得て市町村組合及町村組合を設くることが出来る。これ等の組合は公法人である。

第七章 郡及府縣

郡は府縣と市町村との中級にある地方自治團體で自治の範圍は狭いものである。

郡の自治機關は郡會、郡參事會、郡長の三である。

(一) 郡會 郡會は郡の議決機關で郡内の町村公民中より選舉せられたる議員を以て組織する。郡内の町村公民で一年以來直接國稅年額三圓以上を納むるものは其選舉權を有し五圓以上を納むるものは被選舉權を有する。議員の任期は四年である。

(二) 郡參事會 郡參事會は郡長及郡會議員中より選舉せられたる名譽職參事會員を以て組織し郡會に對する補充的議決機關である。

(三) 郡長 郡長は國家の行政官廳たると同時に自治體の執行機關で郡を統轄し外部に對して之を代表するものである。

府縣は最上級の地方自治團體で自治の範圍は極めて狹隘なるものである。

府縣の自治機關は府縣會、府縣參事會及府縣知事の三である。

- (一) 府縣會　府縣會は府縣の議決機關で府縣内の市町村公民より選舉せられたる議員を以て組織し府縣内の市町村公民で市町村會議員の選舉權を有し一年以來直接國稅年額三圓以上を納むるものは其選舉權を有し十圓以上を納むるものは被選舉權を有する。
- (二) 府縣參事會　府縣知事、府縣高等官及府縣會議員中より選舉せられたる名譽職參事會員を以て組織し府縣會に對する補充的議決機關である。
- (三) 府縣知事　府縣知事は國家の行政官廳たると同時に自治體の執行機關で府縣を統轄して之を代表するものである。

第八章 公共組合

地方自治團體は一般の共同事務を行ひ土地及住民を其要素とするものなるが公共組合は特定の共同事務を行ふ所のもので土地を其要素とせず組合員のみを要素とするものである。

今公共組合の重なるもの二三を擧ぐれば

- (一) 水利組合　水利組合は一定地域内の水利、土功に關する事業を目的とするものでこれに普通水利組合と水害豫防組合との別がある。普通水利組合は専ら土地の保護に關する事業を目的とするもので水害豫防組合は水害の防禦の爲の工事を目的とするものである。
- (二) 商業會議所　商業會議所は商工業の發達を計るを目的とするもので其區域は市の區域によるものである。
- (三) 重要物產同業組合　重要物產同業組合は重要物產に付營業上の弊害を矯正し利益を増進するを目的とするものである。
- (四) 農會　農會は農事の改良發達を目的とするものである。

第九章 営造物

我等の通學する小學校我等の通行する道路等は之を營造物と稱する。

營造物は人民の幸福利益の爲に直に公衆の利用に供する設備である。

營造物には國の營造物及び公共團體の營造物の二種がある。國の營造物とは例へば市町村立小學校、郵便、鐵道の如く國家に依て其營造物たることを認められたるもので公共團體の營造物とは府縣立病院、市立圖書館の如く公共團體に依て認められたるものをいふのである。

營造物といふときは恰も建物の如くに思はれるけれども建物とは異なるので之を構成するものは物或は人で營造物は此構成要素の如何により次の三種に分たれる。

- (一) 物のみより成る營造物 道路、橋梁、公園、河川等
 - (二) 人と物とより成る營造物 學校、病院、郵便、鐵道等
 - (三) 人のみより成る營造物 公證人、種痘醫等
- 學校、道路、病院といふも私立の學校、私の道路、私立の病院は營造物といふことは出來ないので必ず國家或は公共團體の設備たることを要するのである。

營造物を使用する者より徵收する料金を使用料といひ授業料、入院料、乗車賃の如きは即ちこれである。

第十章 産業組合

生産業を行はんとするには大なる資本を要するものである。然るに中產者以下は資本を有すること多からず信用も亦薄弱で從て利益を得ることも少く常に社會の弱者たるを免れない。産業組合はかかる小產者をして共同して資本を得しめ利益を増進せしめんとするものである。

産業組合は組合員の産業又は經濟の發達を圖らんが爲に設けられたる社團法人である。法人には人の集合より成るものと物の集合より成るものとあり前者は即ち社團法人で後者は財團法人と稱する。

産業組合には次の四種類がある。

- (一) 信用組合 信用組合は組合員に對して産業又は其經濟に必要な資金

を貸付くること及貯金の便宜を與ふることを目的とする金融機關で産業者又は之に關係ある人を組合員とするものである。

(二) 販賣組合 販賣組合は組合員の生産したる物に組合にて加工し又は其儘賣却することを目的とするもので組合員は物の生産者たることを要するものである。

(三) 購買組合 購買組合は産業又は生計に必要な物を購買して之を組合員に賣却するを目的とするもので生産に必要な物を購買する原料の購買組合と生計に必要なものを購買する消費組合との別がある。何れにしても組合が廉價に購買して低價にて組合員に供給せんとするものである。

(四) 生産組合 生産組合は組合員の生産したる物に加工すること又は組合員をして産業に必要な器具器械其他の設備を利用せしむることを目的とするものである。

産業組合の組織には無限責任、有限責任及保證責任の三種がある。無限

責任組合は組合の財産を以て債務を果たすことが出來ない場合は組合員が連帶して自己の全財産を擧げ組合の負債を辨済するものでまた有限責任組合は組合員は其出資したる金額を限り責任を負ふものである。尙保證責任組合は組合の財産を以て債務を果たすことが出來ない場合に組合員は出資額以外に於て一定の金額を限り辨済する責任を負ふものである。産業組合を設立するには七人以上の發起人あることを要し先づ定款を作りて之を地方長官に差出し設立の許可を受くべきもので許可を得たるときは組合員に第一回の拂込をなさしめ設立の登記をなすことを要する。組合の事務を行ふ機關には意思決定機關として總會あり業務執行機關として理事あり監査機關として監事がある。

第三篇 地方行政

第一章 神社及寺院

神社には伊勢大神宮の外に官幣社、國幣社、府縣社、鄉社、村社及社格なき無格社がある。伊勢大神宮は勿論官國幣社は其費用を國庫にて負擔し府縣社以下は氏子或は信徒等が負擔するものである。

伊勢大神宮は國民敬神の中心で昔時より「伊勢詣り」とて國民たるものゝ一度は參拜すべきものとせられたる所で其他の神社は國內到る所の市町村に散在し地方敬神の中心をなし人民の敬仰を集むるもので國民性を陶冶するに與て力あるものである。

神社を管理するものは神官で官司、權宮司、祿宣、主典、宮掌、社司、社掌等がある。

寺院は我國民の宗教上の信仰を集むる所で其數神社の如くに多からざれどもまた沿く各市町村に散在し佛教の或宗派に屬するものである。寺院を管理するものは住職である。

神官及住職は信仰に關することを司るものなればよく其人を得れば地方改良、自治の開發等に益する所尠からざるのである。

近來地方青少年の思想浮薄に流るもの多く得意顔に無宗教、無信仰を振り廻して神を敬せず佛を崇はざるものあるが如きは誠に歎すべきことである。

第二章 學 校

兒童満六歳に達したるときは父兄は之を就學せしむる義務を負ふものである。小學校には尋常小學校及高等小學校がある尋常小學校は義務教育を施す所で高等小學校の教育を受くると否とは全く各自の自由に属す

る。

小學校は市町村又は組合の設くる所のもので市町村長又は學校組合長が之を管理する。小學校長及教員は皆國家の官吏に類するものである。地方農村の發達は町村長及吏員の力によることもとより大なれども之等教育者の指導に俟つこと亦非常に多いのである。

中學校及高等女學校は尋常小學校を修了したるものに更に高等なる普通教育を施す所で北海道及府縣には少くも必ず一校を設くべきの規定である。

高等學校は大學豫科たると同時に専門教育を施す所で大學は高等の専門教育を授くる所である。

高等師範學校は師範學校、中學校、高等女學校の教員を養成する所で各府縣師範學校は小學校の教員を養成する所である。

實業學校は實業教育を施す所で實業專門學校は高等の實業教育を施す所である。

其他種々の専門教育を施す醫學專門學校、音樂學校、外國語學校等の専門學校及裁縫學校、盲啞學校等の學校がある。

第三章 警 察

警察は國家の安寧を維持し人民の幸福を圖らんが爲之に對する危險を除くを目的とするものである。されば警察には結社、集會の取締、出版、言論の取締をはじめ風俗、衛生の取締等をなす行政警察及び法令を犯して社會國家を害する者を搜査逮捕する等をなす司法警察の種類がある。

各府縣に警察部を設け警察部長其事務を司り各郡市に警察署を置き警視、警部等之が署長となるものである。通常警察官と稱するものはこれ等の警視、警部、警部補、巡查をいふのでまた陸軍憲兵は軍事警察を司るものなれども普通警察事務をも行ふのである。

警察はもと國家の安寧を維持し人民の幸福を圖らんとするにあれば之

に對する危險を防止し或は豫防せんが爲には一方人民の自由を直接に制限する必要があるものである。されば道路取締上其危險を豫防せんが爲には左側通行を勵行し街路上に人の群集するを制しまた風俗を取締らんが爲めに裸體を禁する等其自由を束縛すれども其目的とする所は一として國家人民の爲ならざるは無いので警察官は國家の安寧を圖り人民を保護する所のものである。されば人民たるものはよく此趣旨を辨へ漫りに警察官に反抗するが如きは努めて避けざる可らざる所であると同時に警察官も自己の任務を自覺し親切を以て之に對せざる可らざるのである。

第四章 土木

道路は交通上重要なもので其發達如何を以て文明の程度を定むることが出來ると云はれる。然るに我國の道路の尙不完全たるを免れざるは遺憾なることで之が修築には大に考慮を要する所である。

道路には國道、縣道、里道等の別あれども單に道幅等による區分に過ぎない。道路の修築費用は地方税の支辨によるもので府縣或は市町村の負擔に屬するものである。

河川の氾濫、提防の決潰等は其影響する所重大なるものなれば河川の工事及其維持に就ては大に注意を要する所で之を管理するは其地方行政官廳の事務に屬する。けれども其莫大なる經費を要するものは内務大臣之を行ひ又特に利益を受くる市町村等をして行はしむることがある。

河川敷地及流水等を利用せんとするものは地方行政官廳の許可を要するものである。

また土砂の缺壊に因て河底を淺くし水害を生ずる虞あるを以て之を豫防せんが爲砂防工事を施す必要がある。砂防工事は多くは其地方行政官廳の管理する所でまた工事を施行することも其官廳の義務に屬する。

第五章 衛 生

衛生とは人の健康を保全することである。健康の保全に付ては各自の注意すべきは勿論なれども行政上に於ても種々の設備及取締を要するものである。

飲料水は衛生上重要なものなれども井水に就ては格別の規定がない。水道に就ては私設のものを許さず市町村の事業としてなすことを原則とするけれども市町村其資力なきときは其以外のものにも之が布設を許すことがある。

喫煙の未成年者に有害なることは今更云ふ迄もない所で法律は未成年者の喫煙を禁止するのである。

尙府縣知事、警視總監は飲食物及食器等の衛生上有害なるものゝ取締をなし其他汚物の掃除、下水、墓地、埋葬等に就てもそれゝ取締をなすもので

ある。

傳染病は其關する所重大なるものなれば之が豫防に關しては嚴重なる規定がある。傳染病の疑ある患者又は死者ありたるときは直に警察署又は市役所、町村役場等に届出づることを要する。

傳染病流行の虞あるときは府縣知事は検疫委員を置き船舶汽車等を検疫せしむるものである。又其傳播を豫防せんが爲患者のありたる家、病毒の疑ある家等に清潔法及消毒法を行はしめ患者を隔離し其家及附近の交通を遮断し祭禮或は輿行等を禁止することを得るものである。

市町村はまた府縣知事の指示に従ひ傳染病豫防の爲其區域内の清潔及消毒法を行ひ傳染病院、消毒所等を設け醫師を雇入れ薬剤を準備する等の豫防法を講すれば其害の及ぶ所も狹少に止まるものなれば各自に於て注意して隠蔽するが如きことなく速に醫療を受くべきである。

傳染病中天然痘は種痘に依て完全に豫防することが出来るものである。されば我國では種痘を強制して之が豫防を計り兒童をして第一期第二期二回の種痘を行はしめる。市町村は種痘を施行する義務を負ひ兒童の保護者は兒童をして種痘を受けしむる義務あるものである。

以上は衛生行政中特に保健行政に就て述べたのであるが各人の疾病を治療する醫藥に就ても嚴重なる取締を要するものである。疾病を治療するはもとより個人の衛生に屬すれども之を治療する者の良否は國家社會の安危に關する大問題なれば醫師は勿論產婆、藥劑師等に就ては其資格を嚴重に定めて其業務を許すものである。

第六章 勸業

國家富力の増進は經濟殊に農工商等産業の發達によるものでこれらの發達は國家の政策、施設と人民の努力とに俟つものである。されば國家は

之が改良發達の爲には種々の施設をなし取締を行ふのである。

農業に就て重要なことは害蟲の驅除と肥料の取締である。害蟲の驅除はもとより個人のなすべきことなれども之を個人のなすが儘に放任するときは遂に蔓延を來たすの虞あるものなれば田畑に害蟲發生したときは府縣知事は田畑の作人に之が驅除を命じまた田畑以外の地に發生しあくは蔓延したときは市町村をして之が驅除を行はしむるものである。又肥料の良否等は直接農業に關すること大なるものなれば肥料の製造、販賣、輸入等に就ては種々の取締規定がある。

農業の改良發達を計る機關には市町村農會、郡農會、府縣農會等の農會があり耕地利用の増進を計る爲には耕地整理組合等がある。

牧畜に就ては家畜の改良と其衛生とを計り漁業に就ては漁法の進歩と養殖とを計り狩獵に就ても種々の取締規定を設くる。

森林は國家の殖產上及個人の需要上重要なのみならず風水害の豫防、水源の涵養上忽にすべからざるものである。

森林を分ちて御料林、國有林、公有林、社寺林、私有林とする。公有林、社寺林、私有林は兎角濫伐に陥り易く荒廢せしむるの處あるものなれば府縣知事はこれが伐採を停止した時は造林を命ずることが出来る。若し造林を命ぜられたる者之を怠るときは行政廳は自ら之をなすか又は市町村をして爲さしめ其費用を其者より徴することを得るものである。土砂の流出、飛砂、風水害の防備、頽雪の防止、水源の涵養、舊跡風致の保存等の必要より森林を保安林とすることを得るものである。

鑛業は國家にとりて重要なものなれば帝國臣民に非ざれば鑛業権を與へない。鑛業権は試掘権と探掘権とより成り試掘権とは鑛物の存在を確認し品質を検査する爲或期間鑛物を探掘する権利をいひ探掘権とは期限に制限なく鑛物を探掘する権利をいふのである。

商業に關しては貨幣、度量衡の制を立て市場及取引所商業會議所等を設けて之が進歩發達を計るのである。取引所は商業取引の盛んな土地の商人が商品の取引を爲す所で株式取引所、米穀取引所等がある。商業會議

所は商工業の發達を計る目的のもので市に設けらるゝ公共組合である。

工業の發達を計り之を保護奨勵せんが爲特許、意匠等に關する制度を設けまた職工の衛生及扶助に關して工場法なる法律を設くる。即ち當時十五人以上の職工を使用する工場又は事業の性質危險なるか衛生上有害の虞ある工場に於ては工場主は種々の義務を負ひ制限を受くるものである。例へば十二歳未満の幼者を就業せしむることを得ず十五歳未満の者及女子をして一日十二時間以上就業せしむることを得ず又之等の者をして深夜就業せしむることを得ざる等の制限を受け職工が自己の重大なる過失によらずして職務上負傷し疾病に罹り又は死亡したときは工場主は本人又は其遺族を扶助すべき義務を負ふものである。

第七章 財務

國家は財産の主體たる場合には之を國庫といひ國家の一切の收入は皆

國庫に納入り一切の支出は總て國庫より支出するもので國庫の出納を掌るものを金庫といひ日本銀行が其の事務を取扱ふのである。

一會計年度(毎年四月一日に始まり翌年三月末日に終る)の歲入歲出の見積計算を豫算といひ政府が之を調製して毎年帝國議會に提出し其協賛を經天皇の裁可によりて成立するものである。又府縣郡市町村にありては府縣郡市町村長之を調製して前年度の終に於てそれゝ府縣會、郡會、市町村會の議決を経て成立するものである。豫算は歲入豫算と歲出豫算となり成り各經常部と臨時部とに分たれ各部は多くの款項、目、節に區別せられる。各目節は流用することが出来るけれども款項は流用することが出来ないものである。

一會計年度の收入、支出の成績を示すものは決算である。國家にありては決算は會計検査院の審査確定を経て帝國議會に提出するを要し府縣郡にありては府縣會、郡會に報告し市町村にありては市町村長之を審査の上市町村會の認定を経るを要する。

財政上重要なものは歲入で其主なるものは租稅、手數料、專業及び公債である。租稅は國家又は地方自治團體が經費を支辨する爲に無償で強制的に一般人民より徵收する所のもので國家及府縣にありては最も重要な財源である。國家の徵收するものを國稅といひ地方自治團體の徵收するものを地方稅と稱する。租稅の種類には直接稅と間接稅との別がある。直接稅とは納稅義務者と負擔者と同一なることを豫想するもので間接稅とは納稅義務者と實際の負擔者と異なることを豫想するものである。地租、所得稅、營業稅、相續稅等は直接國稅で酒造石稅、織物消費稅、賣藥印紙稅等は間接國稅である。府縣稅の重なるものは國稅附加稅、營業稅、家屋稅、戶數割、雜種稅等で郡は郡稅を徵收することがないものである。

手數料には裁判所手數料、試驗料、營造物使用料等がある。

又國家の專業には財政上の目的のものと公益上の目的のものとあり烟草、鹽專賣は前者に屬し阿片專業は後者に屬する。

公債は國家又は公共團體が臨時の收入を計らんが爲に信用を基として

起す所の債務をいふので國家の債務を國債といひ地方自治團體の債務を地方債と稱し國內に於て募集したるときは之を内國債といひ外國に於て募集したるときは之を外國債と稱する。

第八章 兵 事

我國上古は國民皆兵で兵農の區別は無かつたのであるが後兵馬の權の武門に移るに及んで兵役につくものは特別なる階級即ち、武士に限られ農、工商の徒は之に與かることが出來なかつたのである。然るに明治五年に到り全く一般人民より兵を徵することとなりまた國民皆兵の往古に復したるのである。

兵役の義務は實に憲法上の重大義務である。國家は人民を基とし國防は人民をして生を安んせしむるの道なれば兵役の義務は法を俟て始めて生ずるものではなく自ら當に爲さる可らざる所の義務たるのである。

故に人民たるものは之を無上の名譽として進んで兵役に就くべきもので徵兵を忌避するが如きは實に國民の體面を汚辱するものでまた國家の罪人である。

兵役の義務は満十七歳より満四十歳迄の男子は皆之を有し服役の義務は満二十歳に到りて發する。

市町村長は毎年戸籍簿に據り前年十二月一日より其年の十一月末日迄の徵兵適齡者を調査し壯丁名簿を作り市長は直接聯隊區徵兵署に町村長は郡長を經て同署に提出するを要する。

徵兵適齡者は徵兵検査を受くるを要し體格検査は甲、乙、丙、丁、戊の五種に分ち甲、乙、丙の三種を合格とし甲、乙種より抽籤によりて當籤したる者を現役に服せしめ丙種を國民兵役に服せしむる。丁種は不合格とし戊種は徵集を延期する。

兵役を分ちて常備兵役、後備兵役、補充兵役及國民兵役の四とする。常備兵役は現役と豫備役とに分れ現役を終へた者が豫備役に服し豫備役を

終へたものが後備役に服するのである。

第九章 戸籍

戸籍に関する事務は市(東京、大阪、京都は區)町村長の掌る所である。而して其市(區)役所、町村役場の所在地を管轄する區裁判所が之を監督するものである。

戸籍の事務は人民と個人との關係及個人の身分、屬籍等を明にし兼て人口、戸數等の異動を知らんとするもので之を登記する公簿を戸籍簿と稱する。戸籍簿は正副二本を設け正本は市役所、町村役場に備へ副本は監督區裁判所に保存するものである。戸籍簿は何人も閲覽し又其謄本、抄本の交付を請求することが出来るもので請求者は規定の手數料を納附するを要する。而して之が手數料は市町村の收入となるものである。

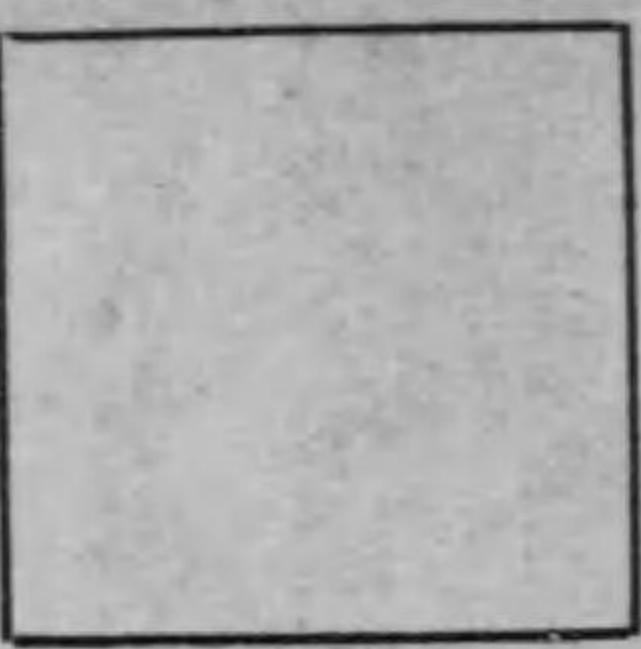
戸籍簿に登記する爲届出すべき事項は出生、私生子認知、養子縁組及離縁、

婚姻及離婚、隠居、家督相続、國籍の取得喪失等である。

發行所

振替東京一七〇五二 東京出版社

電話番町五五六九



(製復許不)

大正七年二月十五日印刷
大正七年二月十九日發行

新公民教育資料

定價金壹圓拾錢

著作者 笠原庄之助

發行者 萬福直清

東京市牛込區甲良町二十三番地

印刷者 太田泰助

東京市神田區三河町一丁目十四番地

刷印所 刷印利丸

地番四十目丁一町河三區田神市京東

東京出版社發行書籍要目

國民教育研究會編

類似の本あり東京出版社發行と御指定を乞ふ

形式の解説 最新國語教授日案

各冊和裝
刊新最

第一種尋常小學讀本教師用

卷一 定價七拾錢 送料八錢
卷二 定價七拾錢 送料八錢

卷一 定價六拾五錢 送料八錢
卷二 定價六拾五錢 送料八錢

各第三卷以下逐次發刊口大正七年四月より改正の教科書解説完全したもの

文部屬笠原庄之助著

最新公民教育資料

小學校、補習學校實業學校及び青年夜學會等の公民教育資料□附錄、兒童用教授要領

菊判 洋裝一冊定價一圓
菊判 洋裝一冊定價一圓
菊判 洋裝一冊定價一圓
菊判 洋裝一冊定價一圓

新補習教育通俗理科讀本

國民教育研究會編 □課外讀本として最適當の書也

尋常小學校の上級生及高等小學生の理科的讀物として各小學校及家庭に備ふべき書

國民教育研究會編 □文部省讀本に付必要なる部分の內容解説

女子用並高等小學讀本解說

國民教育研究會編 卷一(第一學年教師用)、卷二(第二・三學年教師用合本)

高等小學 日本歷史教材詳解及取扱法

國民教育研究會編

國定高等小學修身教授書

卷各一(高等一年用)定價六拾五錢
卷二(高等二年用)定價七拾五錢
料各金八錢

國民教育研究會編

國民教育研究會編

女子用高等小學修身教授書

國民教育研究會編 卷一(第一學年用)、卷二(第二學年用)

(評好) 小學綴り方教授細案

國民教育研究會編

具體的說明資料の研究を主としたる 最新地理教材

國民教育研究會編

理論及實際的應用の研究を主としたる 小學理科教材

國民教育研究會編

送定卷和
價一裝(高
一師用)
料七拾五
錢錢

各金五拾五
錢錢

各金六錢

五教師用
一冊金七拾五
錢錢

五教師用
一冊金四拾
錢錢

尋料六
送料

尋料六
送料

東京高等師範學校附屬小學校訓導馬淵冷佑翁

讀方と綴方の教授尋常一年用

早大文學士 國分正憲著

小學校に於ける 實際的訓練研究

早大文學士 國分正憲著

小學校保護者教育 父兄懇話會講演輯

文學士 下澤瑞世著

最新心理學を應用したる 初學年新教育

クロース製
一冊定價七拾五
錢錢

クロース製
一冊定價壹圓六拾
錢錢

クロース製
一冊定價壹圓拾
錢錢

クロース製
一冊定價壹圓貳拾
錢錢

卷之三

中華民族學研究會

於小學校に裁縫教材及教案
け ろ

桐生高等染織學校教授
理學士 大田一雄

大田代三量功集

太田代定量物理學

東京帝大農大教授 理學博士 白井光太郎著

新植物病理學提要

東京帝大農大教授 理學博士 白井光太郎著

改增
訂補
日
本
菌
類
目
錄

THE JOURNAL OF CLIMATE

卷六（尋三四）六拾五錢
卷二、（尋五六）八拾五錢
卷三、（高等用）壹錢圓
送卷料各八錢圓
洋裝クロース製
定價一冊壹圓六拾錢
送料拾貳錢
總クロース製
全一冊定價壹圓五拾錢
送料八錢
錢錢製形

イラ、ウツヅ、ハウアルス著 千葉命吉譯

術としでの教育

大阪毎日新聞　海外留学生　赤坂清七著

啟趣發味中心主義國語教學授法講話

尾山杉著

示課 資料外 掲動 植物 界の 奇觀

農業補習學校 每日配當教案代用
珠算並筆算教授書

國民教育研究會編 甲(高等小學卒業程度) 乙(尋常卒業程度)

洋裝假製定價一冊七拾錢
送料六錢
甲、乙、二冊各一冊參拾五錢
送料四錢

東京女子高等師範學校訓導 渡邊千代吉著

前千葉縣師範學校訓導

小川通司合著

擴充主義 小學校珠算教材及其取扱法

國民教育研究會編

青年夜學自習讀本

文學士石井直三郎著 □徒然草の註釋書中最も信憑すべき名著

第一高等學校教授谷山初七郎校閱

□東京第四中學教諭淵脇遂著

和定價金七拾五
菊版洋裝全一冊
送料金八

徒然草新釋

和定價金六
菊版洋裝全一冊
送料金六

抄錄日本外史講義

和定價金六
菊版洋裝全一冊
送料金六

第一高等學校教授谷山初七郎校閱

□東京第四中學教諭淵脇遂著

和定價金六
菊版洋裝全一冊
送料金六

275
E

2

終

